

平成30年11月27日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（中期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（中期）を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課及び納税課）
- (2) 総務部（総務課、人事課、情報政策課及び契約検査課）
- (3) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課及び廃棄物対策課）
- (4) 建設部（都市計画課、花と緑の課、区画整理課、下水道課、道路建設課、道路維持課及び建築課）
- (5) 固定資産評価審査委員会
- (6) 公平委員会

3 監査対象期間

平成29年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成30年8月17日から同年10月24日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 平成30年10月25日及び26日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○事業負担金について（財政課）

近年、特定の事業実施を目的とした負担金（以下「事業負担金」という。）について、実施団体において目的とする事業の進捗が遅れ、事業の一部が未実施となり、それに伴う団体の支出が未執行となる場合が見受けられる。その際、未執行分に係る市負担金が市に返還されることなく、団体の翌年度繰越金として処理される場合が多くみられる。

本来、事業負担金とは、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部を実施団体に支出するものである。そうした中において、特別な事情において実施団体における総会による繰越の総意がある場合や年度末までに事業が終了しなかった場合の繰越事業など例外は想定されるものの、会計年度独立の原則を考慮すれば、当該事業が年度内に実施されなかった場合、

その未執行分について、市に返還することも考えられる。

しかしながら、現状においては、このような場合の事業負担金に係る取り扱いが明らかでないため、前述のような状況が散見される。こうしたことから、市の財政運営の執行方針を示す所管課として、事業負担金の基本的なあり方について検討し、全庁的に示す必要があると思料する。

○ D B O 等に係る発注形態の決定について（契約検査課）

近年、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定されたことに伴い、地方自治体における事業の執行に当たり、少子高齢化が進行する中で地方自治体の厳しい財政状況や将来の財政負担を考慮し、民間活力の導入を図る事例が見受けられる。

本市においても、このような考え方にに基づき、浄水場整備・運営事業のような大規模な事業において、資金調達は行政が行い、民間事業者が施設整備と運営を担う D B O（デザイン・ビルド・オペレート）方式により事業が行われるなど、従来の施設計画から建設、運営までを行政が主体で行う事業手法のみならず、民間の施設整備や運営、管理のノウハウ、リスク管理の能力を活用する事業手法も採用されるようになってきており、市の事業遂行において選択する事業手法すなわち発注形態が多様化している現状にある。

また、前述の大規模な浄水場整備・運営事業以外にも、より小規模な事業である（仮称）市長公舎北サテライトオフィス整備（設計・施工）事業においても、D B（設計・施工）

方式により事業が行われた。

しかしながら、これらの事業手法を選択する段階において、市として基本的な考え方が明示されるまでには至っておらず、事業を実施するそれぞれの所管において、その事業ごとにその都度、事業手法を選択している現状にある。特に、長期的な事業計画をもって実施される大規模事業においては、その事業実施の意思決定当初の段階から事業手法の選択についても多方面から検討されているところであるが、より小規模な事業において事業手法を選択する場合に、財源活用に当たっての制限要件や限られた時間の中での検討となり、結果して、他の事業手法との比較が不十分であったり、決定の経過が不明確となる危険性が想定される。

については、事業手法つまり発注形態の選定において、どのような選択肢やメリット・デメリットがあるのか、あらかじめ一定程度検討しておくことが必要であり、そうした考え方を整理しておくことによって、各所管において、これまで以上に円滑な事業推進が図られるものと思料する。今後、庁内関係各部とも協議し、事業手法すなわち発注形態の選定に係る基本的な考え方について検討されたい。